



税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会姫路支部

広報委員 大西竜浩

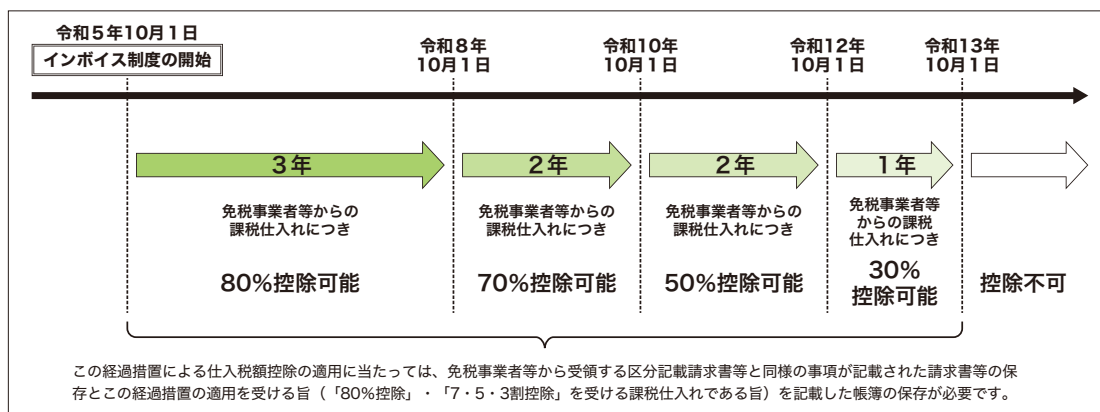
10月1日からインボイス制度「経過措置」が変わります。「またぐ取引」はどうなる？

インボイス制度が始まって3年。免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の経過措置については、令和8年度税制改正により見直されました。その境となる「10月1日」をまたぐ取引では、「実際の取引年月日」によって適用する控除可能割合が変わるため注意が必要です。

令和8年10月から控除可能割合が変更

免税事業者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについて、買手は、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、一定期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

この経過措置について、令和8年度税制改正により、次の図表のように見直されます。



図表 免税事業者等からの課税仕入れに関する経過措置の見直し

大事なのは「支払日」ではなく「実際の取引年月日」

令和8年10月1日以後に行う免税事業者等からの課税仕入れについては、控除可能割合が「80%→70%」に引き下げられます。この控除可能割合は、原則として、請求書の発行日や代金の支払日ではなく、資産の引渡し日や役務提供完了日である「実際の取引年月日」で判定します。

そのため、10月1日をまたぐ取引や、その前後に行われる取引では、「80%控除」と「70%控除」が混在することから、「実際の取引年月日」に注意が必要です。

特に、継続的な契約に基づく業務委託や保守サービス、請負取引等と、所得税や法人税における短期前払費用に該当する賃貸料やリース料、保守サービス料等がある場合とでは、取り扱いが異なるため、十分に留意しましょう。

図表引用：国税庁Webサイト令和8年度税制改正特集「インボイス経過措置の見直し等」

参考文献：「事務所通信2026年10月号」TKC出版

